

東香里中学校の防災・危機管理について

1. 防災計画

(1) 目的

- ・不意の災害発生時において生徒の安全確保を最優先し、的確な判断に基づき災害を最小限に食い止め、併せて校舎・備品・公簿類の被害のないよう適切な処置を行う。

(2) 災害発生時の処置

- ・人命救助を第一の目的として、非常事態発生時は教科担任が生徒を避難させる。休み時間、放課後、クラブ活動時等における発生に備えて、非常時の対応、避難経路を生徒に周知し、その方法に従い避難させる。
- ・各係は、常に自分の任務を熟知し、生徒の避難確認後、速やかに作業を開始する。

(3) 自然災害に対する安全管理

- ・自然災害に対する安全管理は難しいが、できる限りの情報を集め、的確な判断に基づいて被害を最小限に食い止める努力をする。
- ・自然災害に対する情報を集め、生徒の登下校時について、自宅待機や学校待機等の適切な処置を講じる。また、保護者に事前にその対応策を知らせる。
- ・わが国は地震による被害が多く、その対応策は特に重要である。地震の強度により臨機応変に処置する。室内時は机下にかくれ、揺れがおさまれば、生徒の安全を確保した後、グラウンド等に避難する。
- ・自然災害に際して、生徒の生命を最優先し、物品等の搬出はその後とする。

(4) 日常の対策

- ・危険物の管理
 - ア. 電源回路の保全
 - イ. ガス栓、ガスホースの点検
 - ウ. 湯沸器等の点検
- ・消火器、消火栓の点検（年1回）
- ・非常時持ち出しの公簿類の整理
- ・地震発生時の物品等の落下、転倒等の防止処置のため定期的な校舎内外の点検
- ・各教室、校舎内外に避難経路図の掲示、危険箇所の点検

2. 避難訓練

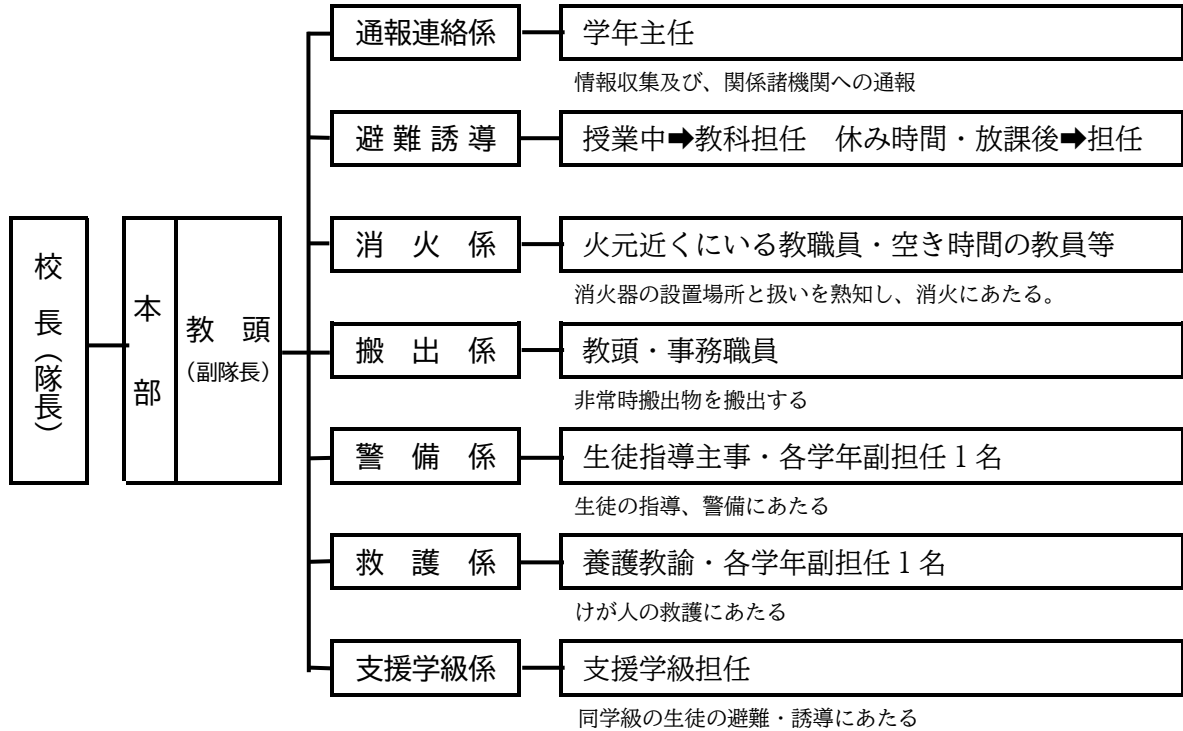
(1) 避難訓練計画

- ・避難訓練は原則として、年2回以上実施する。
- ① 避難合図（緊急放送）と同時に、静粛にして放送等の指示を待つ。
- ② 窓側の生徒は窓を閉め、持ち物は教室内に置き迅速に廊下に集合する。
- ③ 教科担任は、教室内に残留生徒のいないことを確認、出席簿を持参し、代議員を先頭に避難経路に従って、集合場所（グラウンド等）へ誘導する。
- ④ 実習教科（理科実験、技術実習等）は危険のないように処置し、生徒を誘導する。
- ⑤ 集合場所で、教科担任は生徒を2列縦隊に整列させ、人員を確認し、その場に静かに座らせる。
- ⑥ 教科担任は生徒数等を学年主任に報告。その後、学年主任→生徒指導主事→校長の順に報告。

(2) 非常時搬出物

搬出物	保管場所	搬出物	保管場所
出席簿	教科担任・教職員室出席簿立て	指導要録様式1・2	校長室内耐火金庫
学校日誌	教頭机上	健康診断票	校長室内耐火金庫
沿革史	校長室内耐火金庫	卒業生台帳	校長室内耐火金庫

(2) 東香里中安全防災組織表



(3) 火元責任者一覧表 総責任者：校長
《各教室》各学級担任
《その他》

場所：管理棟	火元責任者	場所：管理棟	火元責任者	場所：教室棟	火元責任者		
管理棟 2階	校長室	校長	1階	理科室	理科代表		
	職員室	教頭		理科準備室	理科代表		
	相談室1	生徒指導主事		心の教室	児童生徒支援C0		
	放送室	放送委担当		美術室	美術科代表		
	図書室	司書教諭		美術準備室	美術科代表		
	休憩室	教頭		音楽室	音楽科代表		
	校務員室	校務員		音楽準備室	音楽科代表		
	印刷室	事務職員		3階	視聴覚室	教頭	
	男子更衣室	教務主任			被服室	家庭科代表	
	女子更衣室	教頭			調理室	家庭科代表	
	相談室2	生徒指導主事			家庭科準備室	家庭科代表	
	保健室	養護教諭	体育館	体育科代表	3階	3 A	英語科代表
			金工室	技術科代表		3 B	数学科代表
		木工室	技術科代表	4階	PTA会議室	1年学年主任	
		プール関係室	体育科代表		4 A	英語科代表	
					青空 8~10	支援担	

(4) 点検組織及び任務分担

- ① 建築物等の検査・・・(防火管理者・環境美化)
建築物内外の防火設備の位置・構造・使用状況・防火シャッター等の管理及び検査
- ② 火気使用設備の検査・・・(防火管理者・家庭科代表・校務員)
炊事器具・採暖用器具の火気使用箇所の管理及び点検

- ③ 電気設備の検査・・・（教頭・技術科代表）
電気配線・機器、避難誘導電気機器の管理・避雷針等を関西電気保安協会と連絡をとり検査
- ④ 機械設備の検査・・・（教頭・技術科代表）
機械設備の過熱等の防止・点検
- ⑤ 危険物施設の検査・・・（防火管理者・校務員）
危険物の安全管理及び検査
- ⑥ 消火用設備の検査・・・（防火管理者・生徒指導主事）
消火器等の設備の管理検査
- ⑦ 避難設備の検査・・・（防火管理者・生徒指導主事）
避難階段・非常口等の整備

3. 防火管理規定

第1章 総則

第1条（目的） この計画は、枚方市立東香里中学校における防火管理の徹底を期し、生徒の生命安全を第一とし、物品の搬出を第二とすることを目的とする。

第2条（諸規定との関係） 前条の目的を達するために防火管理について必要な事項は別に定める。

第2章 防火管理機構と予防

第3条（防火管理責任組織）

1. 常時の防災について徹底を期するため、防火管理者をおき、その下に火災責任者その他の責任者をおく。
2. 消防用設備、避難設備、その他の防災用施設について適正な管理と機能保持のための点検検査員を指名し、点検検査及びその記録をする。
3. 前号点検検査に関する細目は以下のように区別し、別に定める。
 - (1) 組織及び任務分担
 - (2) 点検検査の項目
 - (3) 点検検査の記録
 - (4) 点検の基準

第4条（自衛防災組織） 災害発生時はその被害を最小限度にとどめるため隊長（校長）を最高責任者として、その下に隊員を置き隊員の組織と任務は別に定める。ただし、隊長が不在時または事故の時は副隊長（教頭）がその任務を代行する。

第5条（警報伝達及び火気使用の規制） 校内設備について災害発生時に火災発生時の危険または人命安全上または危険な場所への立入禁止を命ずることができる。

第3章 教育・訓練

第6条（防災教育） 教職員は進んで防災に関して教育を受け、防災管理の完璧を期すよう努力するものとする。

第7条（防災訓練） 災害発生に際し、被害を最小限にとどめるため防災訓練によって、技術の錬磨を図るものとする。実施基準は以下による。

- (1) 基本訓練（消火・避難・通報） 2回以上
- (2) 総合訓練 1回以上

第4章 消防機関との連絡

第8条（連絡事項） 防火管理者は、常に消防機関との連携を密にし、より防災管理の適性を期すよう努力しなければならない。連絡事項は以下による。

- (1) 防災計画の提出
- (2) 査察の要請
- (3) 教育訓練指導の要請

- (4) 建物及び諸施設の使用変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続の促進
- (5) その他防災管理についての必要事項

第5章 附則

第9条 この防災計画は、平成15年5月より実施する。

平成20年4月1日改訂

4. 緊急事態時の対応

地震発生時における学校の対応

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等により情報収集。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）の確認を予め各家庭に依頼。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づく。

《震度5弱以上の地震が発生》

登校前 臨時休業

※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。

※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。

登校中 生徒は、危険な場所を避け、安全な場所
（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難

↓

揺れがおさまった後、原則として登校

在校時 地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、
余震に備えて校庭へ避難 ⇒ 以降、臨時休業

↓

生徒の確認・保護

↓

安否情報及び、下校について保護者へ連絡

↓

【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校（教職員引率）

下校中 児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所
（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難

↓

揺れがおさまった後、原則として自宅へ

非常変災時における措置

※対象情報の発表区域は「枚方市」

1. 午前7時現在

特別警報が発表されているときは、臨時休校。

暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報が発表されているときは、登校しないで自宅待機。

2. 午前9時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第3校時より授業。

(10時30分登校。学校給食は有)

いずれかが発表中の場合は、引き続き自宅待機。

3. 午前10時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第4校時より授業。

(11時40分登校。学校給食は有)

いずれかが発表中の場合は、引き続き自宅待機。

4. 正午現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第5校時より授業。

(13時05分登校)

いずれかが発表中の場合は、臨時休校。

5. 登校後

特別警報が発表されたときは、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されたときは、すみやかに下校、あるいは学校に待機するなど、雨量・道路状況により判断。

(本校敷地内に土砂災害警戒区域は無し)

※土日の部活動も原則同じであるが、大雨警報、洪水警報発表で公式戦の場合は例外もありうる。

その他

※オキシダント緊急時等の発令がなされた場合の措置【大阪府教育委員会通知抜粋】

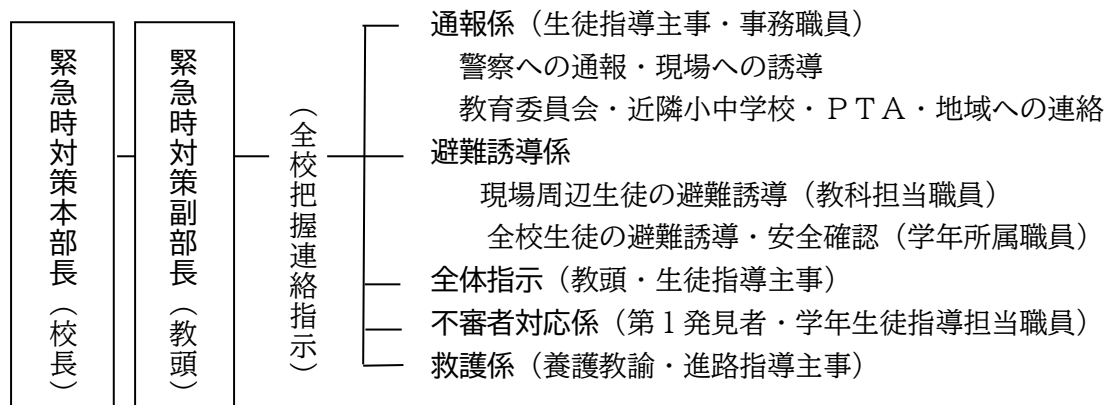
区分	措置
1. 予報の時 (1) 一般的な注意	① 症状の有無を点検。 ② 病弱な者及び当日身体の調子の悪い者を屋内に入れる。 ③ 屋外での激しい運動を避ける。
(2) 症状の訴えがあった時	① 症状を訴えた者があれば直ちに屋内に入れ、所轄の保健所あて連絡。 ② うがいと洗眼。
2. 注意報の時	① 症状の有無を点検。 ② 病弱な者及び当日身体の調子の悪い者を屋内に入れる。 ③ 屋外での過激な運動を避ける。 ④ 症状を訴えた者があれば直ちに屋内に入れ、所轄の保健所あて連絡。 ⑤ うがいと洗眼をさせること。
3. 警報及び重大緊急警報の時	① 屋外での運動をやめて、屋内に入れること。(うがいと洗眼) ② 症状を訴えた者があれば、直ちに所轄の保健所に連絡。

5. 危機管理マニュアル・・・生徒の安全確保及び安全管理

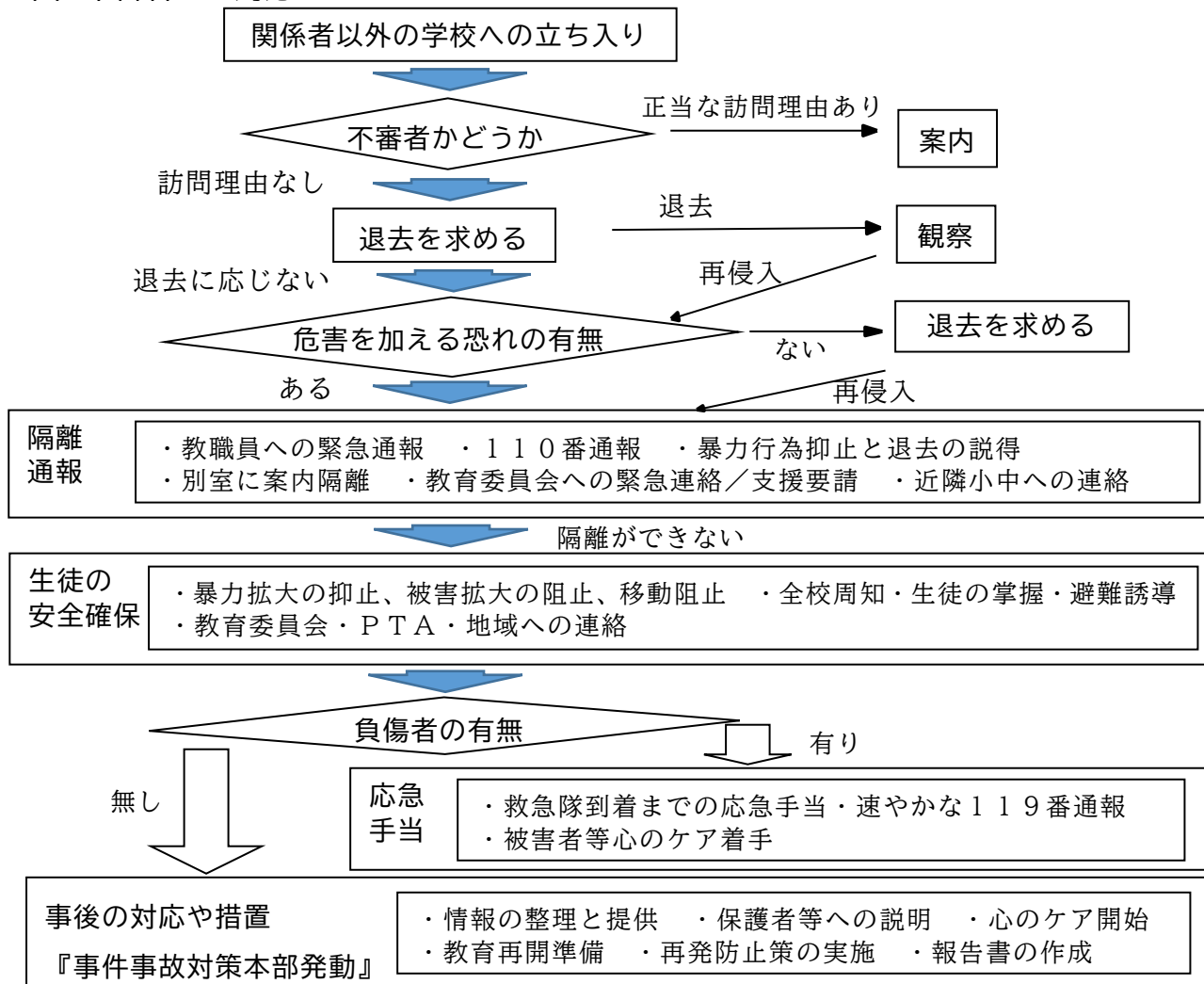
(1) 職員の共通理解と校内体制

- ① 緊急時の教職員の役割分担を周知徹底し、校舎内外の定期的な点検をする。また近隣小中学校や関係機関との連絡体制の整備を行なう。
- ② 定例の生徒指導部会で情報交換を行い、適宜必要に応じて職員朝礼等で連絡し、生徒への安全管理に留意する。
- ③ 緊急時管理職不在のときは、首席、生徒指導主事、教務主任、学年主任のいずれかが管理職に連絡をとり指示を仰ぐ。

(2) 緊急時の役割分担

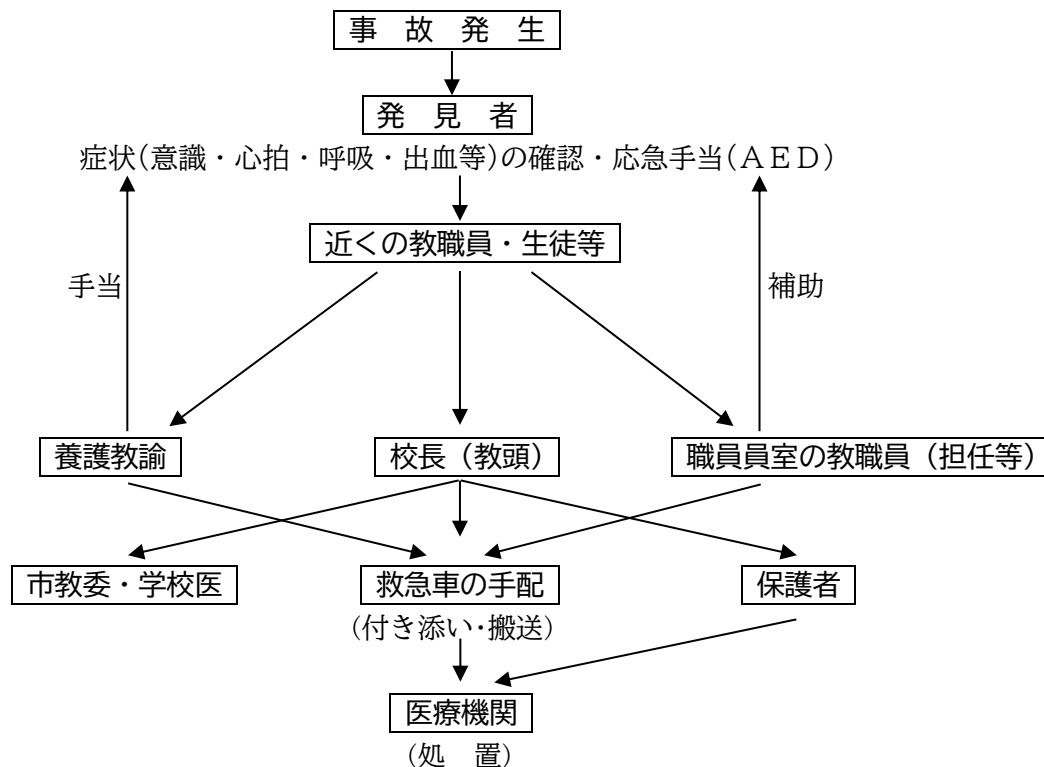


(3) 不審者への対応



6. 重大事故発生時の救急及び緊急連絡体制

- (1) 生命維持最優先
- (2) 的確な判断と指示
- (3) 迅速・正確な連絡



○事故対策マニュアル

- ① 事故発生時の症状（意識・心拍・呼吸・出血等）の確認、応急手当を行う。
氷は職員室の休憩室冷蔵庫。包帯、消毒液等は職員室後ろの救急箱。
- ② 保護者（緊急連絡先）、医療機関（職員室正面壁面掲示）、校長（教頭）、養護教諭、担任等に連絡する。その際、保護者が医療機関を指定する場合はそれに従う。
- ③ 症状を見て、急を要する場合は救急車またはタクシー（職員室正面壁面掲示）で搬送する（特に頭部は配慮すること）。タクシーを使用する場合はタクシー券（緊急連絡網の隣）の半券の領収書をもってもらう。
- ④ 後日、「スポーツ振興センター」の手続きを行う（養護教諭より担任へ）。

7. プールの管理及び使用に関する規則

第1条（目的） この規則は、枚方市立東香里中学校プール(以下「プール」という)の管理及び使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（使用期間等）

1. プールの使用期間は、水泳部・体育科で判断するが、おおむね毎年5月中に開設し、9月下旬に閉鎖するものとする。ただし、枚方市教育委員会（以下「委員会」という。）が、特に必要と認めるときは、これを変更することができる。
2. プールの使用時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。

第3条（維持管理） 校長は、プールを円滑に運営させるため、濾過器の定期的な点検をし、水質管理に努めるなど、適正な維持管理に努めなければならない。

第4条（換水） プールの換水は、事前に委員会に指示された日とする。臨時で給水をしなければならぬときは、委員会の承認を得るものとする。排水（水の無い期間）については、枚方消防署に届けるものとする。

第5条（常備品） プールには、管理日誌を置き、必要事項を毎日記入しなければならない。

第6条（使用者） プールを使用できる者は、次のものとする。

1. 枚方市立東香里中学校生徒と中体連等の大会、記録会に参加する生徒並びに指導監督者
2. 委員会主催による研修会等の参加者及び指導者
3. 枚方市教育委員会所管に係る財産および公の施設使用規則に基づく、市内の社会教育関係団体で、校長の承諾を得て、委員会が許可したもの

第7条（使用責任者） プールの使用責任者は、前条各号に規定する者のうち、指導又は監督的立場にあるものとする。

第8条（プールの使用）

1. プールの使用に際しては、校長の指示に従わなければならない。
2. 使用責任者は、プールの使用が終わったときは、管理日誌に必要事項を記載し、その使用状況を校長に報告しなければならない。

○プール使用に関する規則について（使用管理マニュアル）

1. 生徒の安全管理について

生徒の健康状態を常に把握すること・・・水泳は、水という環境の中で全身を使い、水温、気温の影響を受けながら展開される運動であるので、生徒の健康状態によっては事故につながりやすいことに留意すること。

《指導監督者》

- ①生徒の健康状態等を水泳の授業を実施するにあたり、養護教諭、担任から情報の収集に努める。
- ②使用中に体調の不良を訴えた生徒がいた場合は、養護教諭に伝えるとともに担任にも伝え、様子を見る。

《養護教諭・担任》

- ①プールの使用にあたり配慮を要する生徒の状況等を指導監督者に連絡しておく。
- ②指導監督者から体調不良を訴えた生徒の連絡を受けた場合は、経過観察をするとともに、保護者に連絡を取り適切に対処する。

2. 施設・設備について

《排水溝》

- ①プールの使用前には、排水溝のふたがねじ等でしっかり固定されていることを目視だけでなく触診して確認する。
- ②排水溝の吸い込み防止金具がしっかり設置されていることを確認する。
- ③①と②に異常がある場合は、プールの使用を中止し補修に努める。

《プールサイド》

- ①使用開始前には、周辺の整理整頓をする。
- ②補修の必要な箇所を発見した場合は、早急の修理に努める。生徒や他の教員に注意喚起する。

《浄化装置》

- ①プールの使用前には、適切に動いていることを確認する。
- ②プールに関わるすべての教員に適切な操作が出来るよう努める。

《水質管理》

- ①常に水質（水温・塩素濃度・濁度・浮遊物）に注意をし、管理日誌に記録をする。

3. 水泳指導について

- ①水温と気温：プールの使用にあたり、水温・気温・日照に注意を払い、生徒の健康状態を把握

しながら行うこと。

- ②準備体操：プールの使用する生徒には、十分な準備体操、シャワー等での体の清潔を保たせる。
- ③人員点呼：人員点呼は生徒の安全を確認する上での基本と考え、プールの使用前と終了後は必ず行うこと。
- ④入水時間と休憩：生徒の健康状態と水温・気温とを考慮し、入水時間と休憩時間を適切に取る
- こと。
- ⑤監視：プールの使用中は、常に監視をし、異常があれば直ちに全員を水から上げ、適切に対処するとともに、応援を求める。

4. 救助方法と応急手当

- ①プール使用に関わる教員だけでなく教員は救命講習の受講に努める。
- ②プールの使用に関わる教員は、AEDの設置場所と使用方法を知り、緊急時に使えるように努める。

8. Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

I あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

1 幼児児童生徒等の避難方法や安全確保の方策

下記「II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

2 生徒等の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※生徒等には、必要以上に不安にさせることがないように、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

1 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物（できれば頑丈な建物）や地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合 >

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。

行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

2 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外（約 30 km）または大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内（約 30 km）または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

Ⅲ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立学校園の対応

1 Jアラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

在 校 ・ 在 園 時	校園舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、幼児児童生徒等の安全確保に努める
登 校 ・ 登 園 前	自宅待機
登 下 校 時	学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等を校園舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校外・園外活動時	引率教員等は、幼児児童生徒等を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

2 状況別の臨時休業の取扱い等

状 況 パ タ ー ン	A	B	C	D
	領土・領海 外に落下	日本の上空 を通過	領土・領海 に落下 (Dを除く)	枚方市を中心とした一定距離圏内（約30km） または大阪府域に落下
臨 時 休 業 の 取 り 扱 い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在 校 ・ 在 園 時	教育活動を再開			①原則として幼児児童生徒等を学校園で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する
登 下 校 時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、児童生徒支援室まで報告すること			○学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等については、在校・在園時に準じた対応を行う
校 外 ・ 園 外 活 動 時	安全確認後、校外・園外活動を再開			①幼児児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する